

中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金

補助金額 **最大200万円**

○補助率 1/2 (通常枠)

○補助率 2/3 (産学官連携枠・事業承継枠)

申請期限

令和7年8月8日(金)

○採択は2件程度を予定しています。

本補助金の目的

○地域の中小企業が生産・投資コストの増加や構造的な人手不足に直面する中、付加価値や労働生産性を高める経営への転換を支援するため、中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金を交付するものです。

補助対象者

○補助金の交付対象者は以下の要件に該当するものとします。

(1) **中小企業者**であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 八戸圏域内に事業所を有する会社

イ 八戸圏域内に住所を有し、かつ、八戸圏域内で事業活動を行う個人

(2) みなし大企業者でないこと。

(3) 令和6年3月31日以前に八戸圏域内で事業を開始している者であること。

(4) 農林漁業を主たる業種とする者でないこと。

(5) 市町村税の滞納がない者であること。

(6) 補助対象者が暴力団員に該当しないものであること。

八戸圏域とは、

・八戸市
・三戸町
・五戸町
・田子町
・南部町
・階上町
・新郷村
・おいらせ町
の8市町村です。

補助対象事業

○補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれにも該当するものとします。

(1) 次のいずれかに該当する事業であって、八戸IPが補助することを適当と認めるもの。

ア 新技術、新製品(新商品)又は新サービスの開発に取り組む事業

イ 生産プロセス又は提供サービスの効率化又は高度化に取り組む事業

(2) 主に八戸圏域内の工場、店舗その他事業所において行われる事業であること。

(3) 補助金の交付が決定した場合に、当該事業に関する事業計画の内容その他の情報について、八戸IP又は八戸圏域の市町村が出版物への掲載、展示、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表することに同意する事業であること。

○前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、補助対象事業より除きます。

(1) 事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業

(2) 試作品等の製造又は開発の主たる部分を他者に委託し、企画又は進捗管理のみを行う事業

(3) 事業の実施にあたり、実質的に労働を伴わない事業、専ら資産運用的性格の強い事業

(4) 購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させる事業

(5) 既に存在する技術・サービス又は機械装置やシステムを単に導入するのみの事業

(6) 公序良俗に反する事業

(7) 法令に違反する及び法令に違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業

(8) 風俗営業に該当する事業

(9) その他八戸IPが不適当と認める事業

補助対象経費

○補助金の交付の対象となる経費は以下の通りです。

- ①原材料費 ②専門家経費（謝礼・旅費） ③技術導入費 ④外注費 ⑤委託費 ⑥知的財産権出願費
⑦研修費 ⑧旅費 ⑨広告宣伝・販売促進費 ⑩建物改修費 ⑪機械装置費 ⑫システム費
※消費税及び他の補助金等の交付対象経費は除きます。

補助金の区分と額

○補助金額は総額**400万円**、1件当たり**最大200万円**です。補助率は下表の通りです。

区分	内容	補助率
通常枠	補助対象事業の要件を満たす事業	補助対象経費の 2分の1 (千円未満切捨て)
産学官連携枠	通常枠の要件に加え、実施体制に大学、高等専門学校、専修学校、公設試験研究機関が含まれる事業であること	補助対象経費の 3分の2 (千円未満切捨て)
事業承継枠	通常枠の要件に加え、事業承継を契機として後継者が主体となって取り組む事業であること	補助対象経費の 3分の2 (千円未満切捨て)

交付申請と決定

○「補助金交付申請書」に次の書類を添えて、ご提出ください。

審査するための選考会を設置し交付を決定します。

- ①事業計画書 ②収支予算書 ③補助対象経費の内容を把握することができる見積書、カタログの当該ページの写し等 ④会社の概要が分かる書類 ⑤履歴事項全部証明書の写し（個人にあっては、本人確認書類の写し） ⑥直近2期分の決算報告書の写し（個人にあっては、確定申告書の写し） ⑦納税証明書 ⑧産学官連携枠又は事業承継枠を希望する場合は事実が確認できる書類 ⑨その他八戸IPが必要と認める書類

補助対象者の所在する
市町村が補助金を
負担します。

補助対象期間と実績報告

○本事業の補助対象期間は交付決定の通知日から令和8年2月13日までです。補助金の交付決定を受けた事業者には、事業完了後、令和8年2月28日までに「実績報告書」をご提出いただきます。実績報告書等の書類の審査や現地調査等により、補助金の額を確定します。また、事業終了後3年間は事業化の状況をご報告いただきます。なお、本事業で取得した財産は、財産処分の制限を受ける場合があります。

申請期限と申請先

○交付申請の期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで

○交付申請及び問い合わせ先

〒039-2245 八戸市北インター工業団地 1-4-43 (株)八戸インテリジェントプラザ 担当：林崎
電話 0178-21-2111 FAX 0178-21-2119 URL <https://www.hachinohe-ip.co.jp>

申請の際には
必ず事前に
ご相談ください。

※本チラシには本補助金の概要を記載しております。
詳しくは**交付要綱**をご確認ください。

株式会社 **八戸インテリジェントプラザ**



SCRUM **8** EIGHT 八戸圏域連携中枢都市圏 エイト
八戸都市圏スクラム8